

支援情報まとめました!

竹原への移住を 考えているあなたへ!



⑥ 移住支援

東京圏から竹原へ移住する あなたへ

東京23区在住者（通勤者）が竹原市に移住し、移住支援金対象の求人に応募して就職又は起業等をするなど、移住支援金の対象となる要件を満たした場合に、移住支援金を支給します。

2人以上の世帯の場合

単身世帯の場合

最大 **100万円** 最大 **60万円**

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合

1人につき最大

+ 100万円
プラス

竹原市移住支援金
制度の詳細はこちら



⑦ 交通費・引越費用補助

東京圏から竹原へ就職・移住する、 大学生・院生のあなたへ

東京圏の大学又は大学院を卒業・修了して、広島県の企業に就業するため、竹原市に移住する場合に、就職活動等に要する交通費の2分の1（上限16,000円）及び、竹原市への引越しに要する費用（上限108,000円）を補助します。

選考面接に参加する際に必要となる交通費

最大 **1.6万円**

移住する際にかかる引越費用

最大 **10.8万円**

竹原市地方
就職学生支援金
制度の詳細はこちら



⑧ お試し暮らし補助

竹原市への移住や仕事探し、 交流活動をするあなたへ

広島県外在住者で、竹原市への移住等を検討される方が、市内での仕事や住まい探し等のため市内に宿泊する場合、宿泊施設に支払った額の2分の1（上限1人1泊当たり2,500円、1年度当たり20,000円）を補助します。

【補助対象となる活動】

- ①市内で住居を探す活動 ②企業等視察又は体験活動等に参加する活動 ③起業・創業活動 ④関係機関の窓口での相談活動 ⑤生活環境の実地調査活動 ⑥地域交流又は地域貢献活動

※竹原市への滞在期間中に、市の担当者や活動等に関する面談を行う必要があります。

1年度1人につき

最大 **2万円**（1世帯当たり
上限4人分）

竹原市お試し暮らし
滞在費補助金
制度の詳細はこちら



⑨ 新婚応援補助

竹原市で新婚生活を スタートさせるあなたへ

市内で結婚に伴う新生活を開始する際にかかる費用を補助します。

【対象要件】

- ・令和7年1月1日～令和8年3月31日までに婚姻届を提出した夫婦
- ・婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下
- ・夫婦の所得が合計500万円未満 ほか

夫婦共に29歳以下世帯

【対象となる経費】

最大 **60万円**

- ①住宅取得費用 ②住宅賃借費用
③住宅リフォーム費用 ④引越費用

上記以外の世帯の場合

最大 **30万円**

竹原市結婚新生活
支援事業補助金
制度の詳細はこちら



お問い合わせ

【補助金に関すること】

- ・企画政策課：0846-22-0942（対応する制度→②③④⑥⑦⑧）
- ・産業振興課：0846-22-7745（①ふるさと就職補助 / ⑤UIターン受け入れ補助）
- ・健康こども未来課：0846-22-7742（⑨新婚応援補助）

【移住全体に関すること】

広島県竹原市移住・定住サポートセンター
〒725-0026 竹原市中央3-7-1
080-8052-9156 詳しくはこちら

